

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会
接続料の算定等に関するワーキンググループ（第3回）議事概要

日時 令和7年12月19日（金）15:00～16:43

場所 オンライン会議による開催

参加者 （1）構成員

相田主査、関口主査代理、高橋構成員、橋本構成員

（2）オブザーバー

NTT東日本株式会社 中井 裕史 経営企画部 営業企画部門長

NTT西日本株式会社 木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門長

株式会社NTTドコモ 東原 弘 経営企画部 接続推進室長

福山 佳子 経営企画部 料金企画室長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部長

野平 秀典 相互接続部 推進1グループリーダー

田淵 翔 相互接続部 推進2グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部

相互接続部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部

相互接続部 課長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会 主査

前田 圭介 MVNO委員会運営分科会 副主査

（3）総務省

吉田電気通信事業部長、飯倉総務課長、飯嶋料金サービス課長、

小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、

伊井料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（1）加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針について

○ 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

（2）ワイヤレス固定電話の地域限定見直し後の接続料原価算定について

○ 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

（3）モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】

○ 事務局から説明を行った後、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社から説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。

【主な発言】

（1）加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針について

○高橋構成員

これまでの議論がよくまとめられて、我々の意見も反映されているものと思いますので賛同いたします。

先に結論がありきで、それに合わせるためのような変な議論の仕方にならないような

ことをやっぱり念頭に置いて、これから議論を進めていければと思います。

○関口主査代理

私も、今回の取りまとめに賛同いたします。

ただ、未上場会社の報酬率算定については、インプライド法等の方式が存在するものの、値が安定しない等の課題があり、唯一の解があるわけではない中で、97年からこの報酬率算定のルールというのは適用されているわけですので、これを変更するというについては、しっかりした根拠を見いだすということが、私も大切なことだと思っています。対処方針にも書かれておりますように、状況の大きな変動や環境変化があった場合には、変更については改めて真摯な検討を行うということを前提として、今回は随分様々な議論をいたしました、基本的には変更なしということの対処方針になったと理解しております。

○橋本構成員

非常に分かりやすくまとめてられていましたので、理解が十分進みました。非常にいいまとめだと思います。事務局の方に感謝申し上げます。私も、全面的にこれに賛同いたします。

一言だけコメントをしておきますと、論点の2の自己資本利益率の3分の1、3分の2のところですが、3分の1を配当利回りにしたりリスクフリーレートにしても大丈夫かという議論ですけど、これは今後、NTT東西の投資をしっかりと見ていくべきだと思っています。要するに、3分の1を配当利回りとかに変えてしまっても投資は引き続きしっかりできるのか、そのところが変わってしまうと投資ができなくなるのかということですね。それを見極めていく必要があるのかなというのを、今お聞きして感じておりました。

それから、6ページの β 値のところですが、これはやはり頻繁に変えないほうがいいですけれども、ただ日銀の動きが金利を上げるみたいな方向に少し変わり始めているかもしれないので、その辺のところを今後注視していく必要があると感じました。

○関口主査代理

今の橋本先生のコメントに対して、一言だけ補足をしておきたいと思います。

私が議論したのは、NTT持株会社の資本構成を東西にも当てはめると仮定した上で、政府保有株3分の1について、配当もしくはリスクフリーレートを適用すべきという主張に対しての反論です。

1年前には競争事業各社社長による、政府に株を保有してもらうことによって、適切な投資が行われるかどうかを確認してもらうために政府保有は継続することが必要だとの主張を受け入れ、NTT法廃止を回避するという選択をしたわけです。

ところが政府保有株3分の1に限定した持分について、配当性向100%ですとか、10年ものの国債利回りで十分だとかということになると、この3分の1の持分からの果実を用いた投資ができなくなるのではないかという議論をしたわけです。

実は私の追加質問に対しても、ソフトバンク、KDDIからは、全体、3分の1ではなくて3分の3にしてみると、ちょうどいい数字に落ち着くのではないかという御意見を賜っております。確かに全体として加重平均すれば、ほどほどのところに落ち着くというのは、数値合わせとしてはあり得ると。だけど、3分の1の保有目的について、NTT東西の管路やとう道、あるいは光ファイバへの適切な投資が行われていることを政府が監視するという観点からは、配当性向100%で留保利益をなくする、あるいは、10年物国債の利回りで十分だといって投資資金を生み出せないようにしてしまうということは、1年前と真逆の発言ではないかという質問をしたわけです。そこについて

の議論というのはお避けになって、数字としてちょうど落ち着くからよいのではないかという御回答だったというのは、少し残念でありました。

○小川料金サービス課課長補佐

相田先生はじめ構成員の先生方、御指摘いただきありがとうございます。まさに高橋先生からもご指摘いただきましたとおり、結論ありきの議論とならないように、あくまで接続料の算定の適正化を図るという観点で、今後も不断にこの検討は進めていければと考えておりますし、また、今回御提案いただきました3分の1の政府保有部分や、それに鑑みましてN T T東西がきちんと投資できているかといった観点は、関口先生からもご指摘いただきましたとおり、ほかの委員会での議論の経過もございますので、その辺りよく留意しながら、今後も検討を進めていければと考えております。

また、今般の対処方針につきまして、御賛同の意見をいただきありがとうございます。以上でございます。

（２）ワイヤレス固定電話の地域限定見直し後の接続料原価算定について

○関口主査代理

4枚目のところにございますように、全体としてモバイルへ25万回線移行するという予定の中の、ワイヤレス固定電話は1万回線、残りの24万回線はモバイル網固定電話であります。議論を始めた頃の用語は、ワイヤレス固定電話（専用型）が1万回線のほうで、ワイヤレス固定電話（共用型）が24万回線のほうだったと理解しております。ワイヤレス固定電話1万回線については、現状で対応してくださっているのはN T Tドコモだけで、固定電話並みの要件を求める結果としてかなり割高になってしまうので、普及もこんな程度であるということから、当初から10年間はワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定したほうが安いという結論になったので、この試算結果は特段今までから状況変化があったわけではないというふうに理解しておりますので、このような算定方法を継続するというので、私は賛同いたします。

○高橋構成員

高橋でございます。今日の説明で、これでいくということよく分かりましたので、もうこれに異論ないということで賛同いたします。

○橋本構成員

お話を聞いている限りでは、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定したほうが安くなっているということです。私もこれに全面的に賛成したいと思います。

○伊井料金サービス課課長補佐

先生方、コメントいただきありがとうございました。構成員の皆様の御賛同をいただいたというふうに受け止めておりますので、令和10年3月まではこちらの算定方法で引き続き進めていきたいと思っております。

（３）モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】

- 事務局から、資料3「モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【一部構成員限り】」について説明があった。その後、株式会社N T Tドコモ、K D D I株式会社及びソフトバンク株式会社から説明があり、質疑応答、意見交換がなされた。

(以上)